

次期DV防止・支援基本計画の基本方針（案）の概要

現行計画の評価

○「千葉市DV防止・支援基本計画（平成24年～平成27年）」

4つの基本方針、9つの施策の方向、33の施策に対して、48の具体的な取組みを実施。現行計画の取組内容についての評価及び次期計画への位置づけは、以下のとおり。

| 施策数 | 自己評価区分 | 取組内容数 | 割合 | 位置づけ区分 | 取組内容数 | 割合 |
|-----|--------|-------|-------|--------|-------|-------|
| 33 | 概ね達成…○ | 45 | 93.8% | 継続実施 | 46 | 95.8% |
| 48 | 未達成…△ | 3 | 6.2% | 検討実施 | 2 | 4.2% |
| | 未実施…× | 0 | 0.0% | 廃止 | 0 | 0.0% |

国の動向

○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」

（平成25年12月内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示）

- ・都道府県及び市町村基本計画の指針となるべきものとして、国が基本的な方針を示したもの。
- ・DVの防止及び被害者の保護のための施策の内容等に関する事項を網羅的に定める。

○DV防止法の一部改正（平成25年6月）

法の適用範囲を拡大。生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、適用対象となった。

実態調査実施（H26）

○「配偶者等における暴力に関する調査」

調査期間：H26.9 調査対象：市内20歳以上の男女3,000人 調査方法：アンケート

○「交際相手からの暴力（デートDV）についての意識・実態アンケート調査」

調査期間：H26.9～12 調査対象：市内高等学校生徒(2校)1,775人 調査方法：アンケート

○「DV被害者実態調査」

調査期間：H26.10 調査対象：協力を得られた施設入所者15人 調査方法：聞き取り調査

✓上記3項目を主な視点として、次期計画の基本的な方針を策定

暴力のない
社会への
普及啓発

相談体
制等の
充実

被害者
の安全
確保

被害者の
自立と生活
再建の支援

施策
全体の
推進体制

次期計画の基本目標と施策の方向性について

○基本理念の「DVの根絶」は継承し、現行計画に対する評価や計画策定後の国の動向、実態調査結果等を踏まえ、新たに基本的な方向性を示す「基本計画」及び「施策の方向性」を策定します。

- ・計画期間 平成28年度～平成33年度
- ・計画の体系 5つの基本計画、12の施策の方向性での構成

| 基本計画I | 施策の方向性 | 1. 暴力防止のための教育の推進 2. 暴力防止のための広報・啓発の推進 |
|--|--------|---|
| 【基本計画及び施策の方向性設定の考え方】 DV防止法やデートDVの認知度は高いものの、内容まで知っている者は少ない状況であり、DVが重大な人権侵害であるという認識は十分に浸透しておらず、引き続き、意識を社会全体に広める必要があること、また、現行計画の取組みにより認知度は徐々に上がってきていることから、基本計画及び施策の方向性については、現行計画の基本的な方針を継続することとした。 | | |
| 基本計画II | 施策の方向性 | 1. 相談窓口の周知の強化 2. 相談体制の充実 |
| 【基本計画及び施策の方向性設定の考え方】 被害者が安心して生活するために必要と考えていることで最も多いのが「被害者のための相談体制の充実」となっていることや被害者が早期に適切な相談・支援が受けられることが重要であることから基本計画を「相談体制等の充実」とすることとした。 DVについての相談窓口の認知度が低いこと、また高齢者や障害者、外国人といった様々なニーズに応じた相談に対応できるよう相談体制等を充実させる必要があることから、施策の方向性については「相談窓口の周知の強化」と「相談体制の充実」の2つとした。 | | |
| 基本計画III | 施策の方向性 | 1. 一時保護体制の整備 2. 被害者の安全確保 |
| 基本計画IV | 施策の方向性 | 1. 被害者の負担軽減のための相談手続き体制の整備 2. 被害者の自立と生活再建の支援の充実 3. DV被害者等へのケアの充実 |
| 【基本計画及び施策の方向性設定の考え方】 現行計画では「Ⅲ被害者に対する切れ目のない支援」として、一時保護から自立支援までを1つの基本計画で取りまとめていたが、方向性が多くなってしまったり国の「基本的な方針」において、安全確保と自立支援の項目を分けていること等から、被害者に対する「安全確保の徹底」と「生活再建の支援」に区分して整理することとした。 被害者の安全確保に関する施策の方向性については、「一時保護体制の整備」と情報漏えいなどが無いよう「安全確保」を図る2項目とし、被害者の自立と生活再建の支援に関する施策の方向性については、「手続き体制の整備」、「自立と生活再建の支援の充実」、「DV被害者等へのケアの充実」の3項目で施策推進を図ることとした。 | | |
| 基本計画V | 施策の方向性 | 1. 関係機関との連携の強化 2. 人材の育成 3. 施策推進のための調査研究 |
| 【基本計画及び施策の方向性設定の考え方】 今後、本市のDV施策を推進するためには、公民の様々な関係機関との連携が欠かせないことや、支援者を養成し、より質の高い支援を行うための人材育成、さらには、効果的な広報啓発、被害者・加害者への支援・対策を図るための調査研究などが必要であり、これらの方向性を総合した「施策推進体制の整備」を基本計画として設定し、取り組むこととした。 | | |